

阿武隈川水系内川流域 土砂・洪水氾濫対策技術検討会設置要領

(趣旨)

第1条 阿武隈川水系内川流域では、令和元年東日本台風において、土石流及び土砂・洪水氾濫により甚大な被害が発生したことから、特定緊急砂防事業により、河川計画と整合のとれた一定の砂防計画に基づく、短期的、集中的な土砂・洪水氾濫対策を令和2年度から実施している。

本検討会では、阿武隈川水系内川流域の土砂・洪水氾濫対策に係わる計画、設計、施工等について、専門的知見から技術的助言をいただくことを目的として、阿武隈川水系内川流域 土砂・洪水氾濫対策技術検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について専門的見地から審議し、意見を述べる。

- (1) 阿武隈川水系内川流域の土砂・洪水氾濫対策全体計画に関する事項
- (2) 内川、五福谷川、新川の遊砂地に係わる対策計画に関する事項
- (3) 災害発生後の土砂移動モニタリングの検証に関する事項
- (4) 委員長が諮るその他の事項

(検討会の委員及び任期等)

- 第3条 (1) 検討会の委員は、審議事項に関して適切な調査審議を行うことができる学識経験等を有する者のうちから、東北地方整備局宮城南部復興事務所長が委嘱する。
- (2) 検討会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
 - (3) 委員長は検討会の運営と進行を総括する。
 - (4) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
 - (5) 検討会には、調査審議を円滑に進めるために東北地方整備局の職員からなる事務局を置くものとする。
 - (6) 検討会は必要があると認めるときは、委員長の了解の下、検討会以外の者の出席を求め、その意見を求めることができるものとする。
 - (7) 委員の任期は、令和5年7月31日までとする。
 - (8) 委員は、再任することができる。
 - (9) 委員は、別紙のとおりとする。

(会議)

- 第4条 (1) 検討会は、委員長が必要に応じ招集する。
(2) 検討会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(検討会の事務局)

第5条 検討会の事務局は、東北地方整備局 宮城南部復興事務所におく。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

附則

この要領は、令和3年 9月 3日から適用する。

「阿武隈川水系内川流域 土砂・洪水氾濫対策技術検討会」委員

井良沢 道也	岩手大学 名誉教授
内田 太郎	筑波大学 教授
小森 大輔	東北大学 准教授
山越 隆雄	国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部 砂防研究室長
大森 隆博	宮城県 土木部 副部長
後藤 孝二	宮城県 大河原土木事務所長
高橋 秀	東北地方整備局 河川部 広域水管理官
水越 崇	東北地方整備局 宮城南部復興事務所長

(順不同)